

国の修学支援新制度

本学は、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関として、2019年9月20日文部科学省より認定されています。

2020年4月から、国の修学支援新制度が始まりました。この制度は、国が経済的に困難で修学に意欲のある学生を対象に、質の高い教育を実施する大学等で修学することができるよう支援する制度です。対象者には、授業料減免及び入学金の減免と給付型奨学金の支給が併せて行われます。

① 授業料・入学金の免除／減額

+

② 給付型奨学金の支給

制度の内容

修学支援新制度は「①授業料・入学金の減免」「②給付型奨学金の支給」の2つの支援からなります。

① 授業料・入学金の減免

区分	入学金減免額	授業料減免額
第Ⅰ区分(全額)	15万円	60万円
第Ⅱ区分(2/3)	10万円	40万円
第Ⅲ区分(1/3)	5万円	20万円

+

② 給付型奨学金の支給(月額)

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円

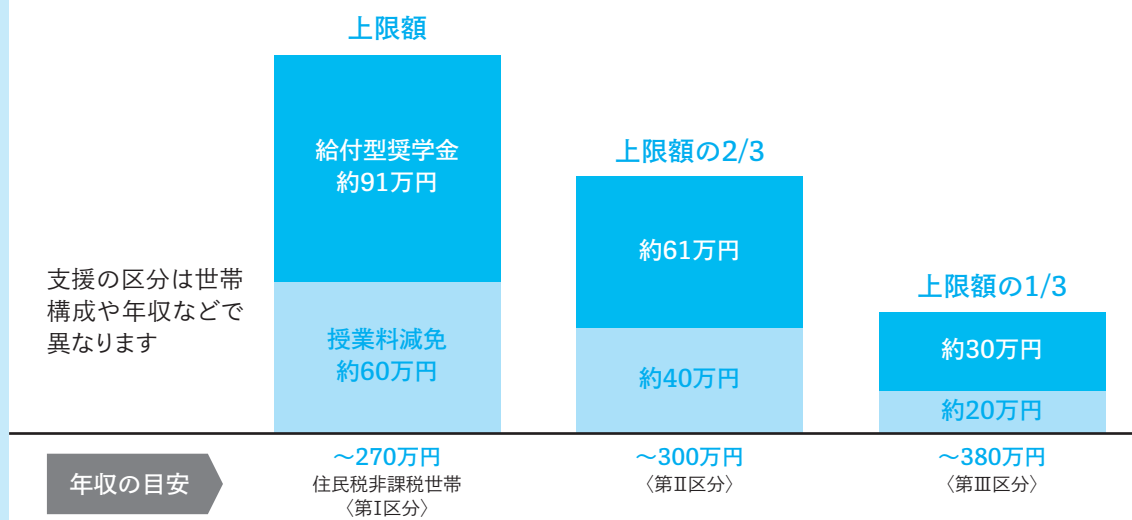
※()内は生活保護世帯で自宅から通学する学生及び、児童養護施設等から通学する学生の金額です。

【例】家計に係る基準の目安

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例

4人家族(本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生)で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



支援を受けるには(採用要件)

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。高等学校や大学等ごとの人数制限(推薦枠)はありません。

① 学業等に係る基準



進学先で学ぶ意欲がある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

進学後にしっかり勉強しなかった場合には、支援が打ち切られます。

次のいずれかに該当する必要があります。

1. 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること又は入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること。
2. 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。
3. 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。

② 家計に係る基準



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

基準を満たす世帯年収は、家族構成により異なります。

どのくらいの収入の世帯が対象となるか、どのくらいの給付型奨学金が受けられるかは、日本学生支援機構(JASSO)の進学資金シミュレーターでシミュレーションすることができます。

進学資金シミュレーター



自分が支援の対象かどうか調べてみよう。

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯(父母等)の収入が大きく減った方は、「家計の急変」としてお申し込みができます。

急変後の所得(見込)で、所得基準を判定します。(JASSOの進学資金シミュレーターでご確認ください)

主なスケジュール

2022年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは下記のとおりです。

	事前準備	文部科学省やJASSOのWebサイトで、制度の詳しい内容や自分が対象であるかを確認します。対象であると思われる場合は、学校にて申込書類を受け取ります。
2021年4月～	給付型奨学金申し込み	学校に必要な書類を提出し、インターネットで申し込みます。また、マイナンバー(本人分・保護者分)をJASSOに提出します。※申込期間は学校により異なりますので、在学中の学校にご確認ください。
10月頃	通知	支援の対象であった場合は通知が届きます(予約採用の候補者決定通知)。JASSOから給付型奨学金の支援対象として認められた人は、進学後に別途申し込むことで、大学等の授業料・入学金の支援も受けられます。
2022年4月	進学届・減免申し込み	入学後、インターネットで進学届を提出します。授業料・入学金の減免は、本学へ申し込みます。
	支援の開始	奨学金の最初の振込は4月又は5月です。授業料や入学金も減免されます。

毎年6月に更新される所得(住民税)情報で区分が判定されるので、例えば高校生のときに申し込んで対象外だった場合も、進学後(秋以降)に申し込んで支援対象となる可能性があります。

※制度(内容)が変更する場合がありますので、文部科学省又はJASSOのホームページでご確認ください。